

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第21号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2020年 7月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852-20-2871

前号に引き続き今回は受け手に交付される 「担い手集積支援金交付事業」について紹介します。

担い手集積支援金交付事業とは？

中山間地域における農地集積を進めるための県単独事業のことで、2つのタイプがあります。

1. 「農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援」(以下、「認定農業者支援」という。)
2. 「担い手不在集落の農地を借り受ける者への支援」(以下、「担い手不在集落支援」という。)

いずれも地域振興5法指定地域で、農業振興地域の区域内の農地が対象となります。

要件と交付単価は？

1 認定農業者支援

【交付対象者】

- 認定農業者(集落営農法人を除く)、広域連携組織等

【交付要件】

- 令和2年1月から12月までの間に機構から6年以上の利用権設定を受けること。
- 新たに集積・集約化する面積が、概ね1ha以上あること。
- 国際水準GAP又は美味しまねゴールドの取得をされた交付対象者であること。なお、交付申請時に取得していない者は、交付決定後1年以内(ただし、営農実態がない場合は営農開始後1年以内)にいずれかの認証を取得すること。

【交付単価】

1経営体あたり 2.0万円/10a

2 担い手不在集落支援

【交付対象者】

- 認定農業者、集落営農法人等

【交付要件】

- 令和2年1月から12月までの間に機構から6年以上の利用権設定を受けること。
- 当該地域までの移動距離が、概ね5km以上であること。
- 新たに集積する面積が、概ね1ha以上あること。
- 国際水準GAP又は美味しまねゴールドの取得をされた交付対象者であること。なお、交付申請時に取得していない者は、交付決定後1年以内(ただし、営農実態がない場合は営農開始後1年以内)にいずれかの認証を取得すること。

【交付単価】

1経営体あたり 1.5万円/10a



補足

●新たに集積、集約化とは？

→機構から新規に借り受けられる方で、借り受ける前の経歴は問いません。

●当該地域までの移動距離についての取り扱いは？

→A集落で営農されている集落営農法人が、遠距離耕作を行うため、担い手不在のC集落で耕作する場合の移動距離であり、その距離が5km以上となっていることが必要ですが、これは直線距離でなくても良いです。

●交付時期は？

→交付決定後、3月末までに支払われます。

●GAP又は美味しまねゴールドとは？

GAP →「良い農業のやり方」と訳されており、食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、生産・出荷工程において事前に危害を及ぼす要因を検討し、未然防止のための管理手順、点検項目を定め、これに沿って農業生産の実施、記録、点検、評価を繰り返して行う一連の農業生産工程管理の取組みをいいます。

美味しまねゴールド →島根県が定めたGAP基準に基づいて農林水産物を生産していることを認証する制度が“美味しまね認証”です。その中でも、より高いレベルの認証基準を満たす取組みを“美味しまねゴールド”と称しており、第三者委員による審査委員会での承認を受けて認証されます。

例えば…基本認証では、経営全般、農産物の安全、環境への配慮、作業者の安全の4分野63項目の基準を設定しているのに対し、“美味しまねゴールド”（上位認証）では、人権・福祉と労務管理を含む5分野125項目の基準を設定しています。

 問い合わせは最寄りの市町村農業担当課までお願いいたします。(機構ではありませんのでご注意ください。)



編集後記



前号に引き続き、今回は県単独事業であります、担い手である受け手に交付される交付事業を紹介させていただきました。いかがだったでしょうか？

前号で紹介させていただいた国の事業であります「地域又は所有者へ交付されるもの」よりは若干、要件等がわかりやすいと感じられた方も多いかと思います。

同じ事を繰り返すようですが、まずは県公社の貸し借りを活用していただくことが前提となりますので、ご活用を節にお願いいたします。

(K・N)

